

令和3年8月30日（月）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、ニッタン株式会社（所在地 東京都渋谷区）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タギチ ユミコ

田口 由美子 （内線5880）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
ニッタン株式会社	東京都渋谷区笹塚 1-54-5

2. 指名停止措置期間

令和3年8月30日から令和3年9月29日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の使用人は、当該業者が一次下請として施工中である関東地方整備局発注の「警視庁警察学校（19）電気設備改修工事」において、令和3年3月22日に工事で発生した電線等有価材を施設管理者である警視庁に引き渡した後、令和3年6月14日に、既に警視庁に引き渡した電線を保管場所から盗んだとして、窃盗の疑いで令和3年6月23日までに警視庁に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の使用人が、窃盗の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内